

令和3年1月14日
株式会社 I-PEC

申請書類の押印廃止について

平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。

令和2年12月23日に公布された「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令」により、建築基準法施行規則等が改正されました。

それにより、申請者のみなさまから令和3年1月1日以降にご提出いただく弊社各業務の申請書類について、押印不要で手続きができることになりましたので、下記のとおりお知らせ致します。

対象となる書類

弊社に提出していただく書類

- ※構造計算安全証明書については押印(割印含)が必要です。(写し添付可)
- ※特定行政庁や消防が指定する書類については押印を要する場合があります。
- ※住宅金融支援機構(フラット35等)の業務に関する書類については押印が必要です。
- ※当面の間、旧様式を用いて押印を省略いただくことについては支障ありません。
- ※委任状については必ずしも押印は求められませんが、委任者(申請者)本人の意思に基づいて作成してください。委任に関するトラブルについて弊社は責を負わないことをご了承ください。また、国土交通省より運用方針が示される予定です。